広島県選挙管理委員会告示第三十四号

不在者投票のできる施設として次のものを指定した。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の

平成二十四年六月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

病院	老人ホーム	老人ホーム	施設の種類
ードの丘 介護老人保健施設 ビロ	きららラポール西御所	ヒルズ広島 介護老人福祉施設 サン	施設の名称
五番地尾道市因島中庄町一九五	○号尾道市西御所町一三番三	二四番一号 広島市東区中山上一丁目	所在地
平成二四年六月一九日	平成二四年六月一九日	平成二四年六月一九日	指定年月日